

「福岡 100 PARTNERS」の登録に関する取扱い要綱

(趣旨・目的)

第 1 条 「福岡 100」が目指す健寿社会の実現に向け、それらの取組みを進める企業・大学・団体等(以下「企業等」という。)を「福岡 100 PARTNERS(以下、「パートナーズ」という。)」として登録し、広く周知を図ることにより、「企業等によるサービスの提供や環境整備」と「市民による実践」の好循環を生み出すことを目的とする。

(企業等の登録)

第 2 条 パートナーズとして登録する企業等は、登録申込書(様式第1号)を福祉局総務企画部福岡 100 推進課(以下、「事務局」という。)に提出するものとする。

2 事務局は申込書を確認し、登録通知(様式第 2 号)を交付する。

(登録の要件)

第 3 条 パートナーズの登録にあたっては、次の各号をすべて満たすことを要件とする。

- (1)「福岡 100」の理念に賛同し、別表第 1 に掲げる分野の取組みを行っていること。
- (2)別表第 2 に掲げる事業に関する企業等でないこと。
- (3)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による再生・更生手続中、又は手続開始の申し立てがある企業等でないこと。
- (4)悪質な行為などにより本市の指名停止期間中である企業等や、その他の行政指導を受け改善がなされていない企業等でないこと。
- (5)企業等の名称が公表されることを了承すること。
- (6)「福岡 100」に関する PR に協力する意思があること。

(費用)

第 4 条 登録にかかる費用は、無料とする。

(登録の辞退)

第 5 条 登録を辞退する者は、登録辞退届(様式第 3 号)を事務局に提出するものとする。

(登録取消)

第 6 条 事務局が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合は、登録を取消すことができる。

- (1)法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合
- (2)虚偽の情報を提供するなど、市民に不利益や損害をもたらすような行為をしたと認められる場合
- (3)別表第 2 に規定する事業等に関連する企業等となった場合
- (4)その他、パートナーズの趣旨・目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合

2 事務局は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録取消通知書(様式第 6 号)により当該事業者に対して通知するものとする。

(事務局の役割)

第 7 条 事務局は、ホームページなど市の広報媒体等を通じて登録企業等の広報を図るとともに、当該企業等へ「福岡 100」の取組み等に関する情報や交流の場の提供などを行うものとする。

(登録企業等の役割)

第 8 条 登録企業等は、福岡市が提供する「福岡 100」に関する掲示物を窓口等に掲示し、「福岡 100」の広報を行うものとする。

2 登録企業等は、前項に定めるもののほか、次の各号の方法により「福岡 100」の広報に努めるものとする。
(1)登録企業等の広報物等への「福岡 100PARTNERS」ロゴの掲示
(2)市民向けの健寿社会実現につながる特典の提供

(ロゴの使用)

第9条 登録企業等が前条第2項第1号の規定によりロゴを使用する際には、ロゴ使用届出書(様式第4号)を事務局へ提出し、承認(様式第5号)を得なければならない。

2 ロゴの使用承認は、別表第3に掲げる各項目を満たすことを要件とする。

3 事務局は、第1項による承認後にロゴの使用状況等が、別表第3の各項目に反すると判断した場合や、他の事由で不適切であると判断した場合は、当該承認を取消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は事務局が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月4日から施行する。

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

分野	事例
(1)健康づくり・介護予防 ・「食生活改善」「運動」「休養」などにより健康寿命の延伸につながる取組み・事業など	○健康づくり*に関する啓発・支援・サービス提供、健診や保健指導の実施 など *栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒・喫煙に関すること、歯科・口腔に関すること など
(2)就業・創業、社会参加、生涯学習 ・就業や社会参加への支援、生活改善や自分らしい生活を送るための知識を得ることができると取組み・事業など	○多様な就業機会の提供、職業生活における能力開発支援、多世代への多様な学習機会の提供、文化・スポーツ活動などの推進、資産形成への情報提供 など
(3)地域での支え合い ・住み慣れた地域で生活していくための地域づくりにつながる取組み・事業 ・地域と企業等の共創につながる取組み・事業など	○地域でのボランティアや NPO 活動等の推進・参画支援・機会提供、買い物支援、ベンチの設置 など
(4)安全・安心に生活できる環境整備 ・医療や介護サービスを含め安全・安心に生活できる環境づくりにつながる取組み・事業など	○医療・介護サービスの提供、バリアフリー環境の整備、住環境の提供、交通ネットワークの形成、成年後見制度の利用支援 など
(5)その他 ・事務局が福岡 100 の理念に合致すると認めると取組み・事業	—

<備考>

上記分野の取組み・事業の内容について、

- 医療機器は、薬機法に基づく許可を得て、適切に製造・輸入・販売等が行われているものを対象とする。
- 健康食品は、「栄養機能食品」「特定保健用食品」に該当するものを対象とする。
- 飲食店は、「健康・食育パートナーズ」の登録に関する取扱い要領で定める登録要件に合致する取組みが行われている事業者・店舗を対象とする。また、その登録・登録辞退・登録取消にあたっては、「健康・食育パートナーズ」の登録に関する取扱い要領に定める様式の提出または交付をもって、本要綱第2条、第5条および第6条に掲げる手続きに代えることができる。

別表第2

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定されている事業及び風俗営業類似の事業
- (2) 消費者金融業・事業者金融業
- (3) 投機的商品を取り扱う事業
- (4) たばこ製造業
- (5) ギャンブル(公営又は宝くじに係るものを除く。)関連の事業
- (6) 法令等で認められていない商法・商品による事業
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業
- (8) 国家資格等に基づかない者が行う療法等を行う事業
- (9) 興信所・探偵事務所やそれらに類する事業
- (10) 債権取立て、示談引受けなどを行う事業(ただし、弁護士・司法書士及び法務大臣の許可を得たものは除く。)
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業
- (12) 各種法令に違反している事業
- (13) 規制対象となっていない事業であっても、鉄砲刀剣類その他危険物に関するものや、連鎖販売取引に関するものなど、登録にあたって適当でないと市長が判断する事業

別表第3

- (1) ロゴの使用目的等が次の各号に該当しないこと
 - ア. 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動を目的とするもの
 - イ. 法令や公序良俗に反するもの
 - ウ. 登録企業等が提供する商品やサービスの品質等を担保・保証するもの
- (2) 以下のいずれかのロゴデザインを使用すること。



#1D2088 C: 100
R: 29 M: 100
G: 32 Y: 0
B: 136 K: 0

#000000 C: 0
R: 0 M: 0
G: 0 Y: 0
B: 0 K: 100